

勤労者住宅資金

1. 融資対象

- 1) 同一事業所等に1年以上継続して勤務している人。
- 2) 市内に自己の居住する住宅を新築、増改築しようとする勤労者。
又は、建売住宅、中古住宅などを購入しようとする勤労者。
- 3) 市税の滞納のない人（過年度を含む。）

2. 資金使途

- 1) 住宅を新築・増改築するための資金
- 2) 建売住宅、中古住宅などの購入資金
（ただし、新築後10年以内のものに限る）
- 3) 上記に直接必要な土地購入資金

3. 融資条件

- 1) 融資限度額：必要経費の80%以内で1世帯あたり1,000万円まで
- 2) 融 資 期 間：20年以内
- 3) 融 資 利 率：2.5%以内（固定金利）

*金融機関の定めるところにより保証料が必要となります。

*担保及び保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。

4. 申請に必要な書類

◎桐生市中小企業等振興対策資金融資申請書（勤労者住宅資金）

◎源泉徴収票又は所得証明書

◎市税の完納証明書

◎建物を建築するとき

- ・建築確認書の写
（第1面から第5面）
- ・見積書、平面図など
- ・登記事項証明書（土地）
- ・登記事項証明書（家屋）
（増改築の場合）
- ・土地所有者の借地
契約書
（借地の場合）

◎建築物・土地を取得するとき

- ・売買契約書
- ・登記事項証明書（土地）
公図
- ・登記事項証明書（家屋）
平面図
（建物を取得するとき）



5. 償還方法

償還方法は元利均等月賦償還又は月賦半年賦併用償還とします。

勤労者向け 桐生市制度融資のご案内

令和7年度



桐生市マスコットキャラクター
キノピー

通勤などに使う車両の購入、
リフォーム資金、教育ローン、
住宅ローンとしてご利用
いただけます。

☆桐生市内に居住する勤労者の福利厚生と生活の維持向上、
住環境の整備を図るための融資です。

☆ 制度融資を利用されるとき留意点

- 1 申請にあたっては、計画の段階でご相談ください。申請前、または申請後にかかわらず**融資の決定がされないうちに着手した場合、融資の対象から除外されます**ので、ご注意ください。
- 2 融資制度は、それぞれ目的ごとに対象者及び資金使途が定められていますので、目的以外に利用することはできません。目的以外に利用した場合は、即時償還していただくことになります。
- 3 融資の申請にあたっては資金の償還計画などについて十分検討しておきましょう。
- 4 申請は、桐生市制度融資取扱金融機関の窓口へお願いします。

☆ 問い合わせ先

桐生市役所 商工振興課 商業金融担当

〒376-8501 桐生市織姫町1-1

電話 0277-46-1111（内線1603）、0277-32-4104（直通）



勤労者生活資金

1. 融資対象

同一事業所等に1年以上継続して勤務し、市内に1年以上居住する勤労者で市税の滞納のない人（過年度を含む。）

2. 資金使途、融資条件

資金使途	資金使途の内容	融資限度額	融資期間	融資利率
医療・分べん費	本人又は同一生計を営む家族が、傷病等により10日以上入院し、長期療養治療及び出産のため必要な資金	200万円	7年以内 (据置1年以内)	年利 1.8%
修学・資格取得費	本人又は同一生計を営む家族が高等学校以上の学校に進学、在学又は各種資格を取得するため必要な資金			
育児休業・介護休業に伴う生活資金	育児休業・介護休業をとった者が生活の維持を図るため必要な資金			
冠婚葬祭費	本人又は同一生計を営む家族の婚姻又は死亡による葬祭のため必要な資金	200万円	6年以内	年利 2.0%
生活耐久消費財購入費	本人又は同一生計を営む家族が生活に必要なとする家電品、又は車両等耐久的な消費財の購入のため必要な資金			
交通事故処理費	本人又は同一生計を営む家族が交通事故による損害賠償又は補修等のため必要な資金			
災害復旧費	本人又は同一生計を営む家族が所有する不動産及び動産が災害、風水害等により罹災した物件の復旧又は購入のため必要な資金			
住宅小修繕費	本人の居住に供する住宅に関する小修繕費、諸設備購入のため必要な資金			

* 金融機関の定めるところにより保証料が必要となります。
* 担保及び保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。

3. 申請に必要な書類

- ◎ 桐生市中小企業等振興対策資金融資申請書（勤労者生活資金）
- ◎ 源泉徴収票又は所得証明書
- ◎ 住民票
- ◎ 市税の完納証明書
- ◎ 資金使途により下記の添付資料が必要です。

資金使途	必要書類
医療・分べん費	医師等の診断書又は医療費等の請求書（領収書）
修学・資格取得費	在学証明書又は合格通知書（合格証明書） 資格を取得するのに必要な書類
育児休業・介護休業に伴う生活資金	事業所の証明書
冠婚葬祭費	婚姻届又は仲介人、会場等の婚姻を証する書類 死亡診断書又は埋火葬許可書（証明書）
生活耐久消費財購入費	見積書、カタログなど
交通事故処理費	事故証明書、示談書又は補修見積書
災害復旧費	罹災証明書、見積書、カタログ、設計図など
住宅小修繕費	見積書、カタログなど

4. 償還方法

償還方法は元利均等月賦償還又は月賦半年賦併用償還とします。

◎ 申し込みは勤労者向け制度融資取扱金融機関へ

取扱金融機関



足利銀行市内各支店
群馬銀行市内各支店
東和銀行市内各支店
桐生信用金庫本店・市内各支店
しのめ信用金庫市内各支店
ぐんまみらい信用組合大間々支店
中央労働金庫桐生支店

※原則として、市内にある金融機関の本・支店で取り扱っています。ただし、市外にある支店であっても、一定の要件を満たせば「市外取扱金融機関」として指定し、市境近くで事業を行う市内中小企業者等の利便性に配慮しています。
詳しくは商工振興課へお問い合わせいただくか、別紙「取扱金融機関一覧」をご覧ください。

ウラ面に「勤労者住宅資金」のご案内があります→